ID:　110

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	手数料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例　第5条
例規番号	昭和39年条例第20号

【根拠条文】

（手数料）

第5条　前条の規定により施設使用の許可を受けた者は、芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年芦屋市条例第32号）第16条に定める手数料を納付しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日